

千葉県紙おむつ等使用世帯支援指定袋交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児や高齢者等で日常的に紙おむつ等を使用していることにより、家庭ごみの排出抑制が困難な者に対して、千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成5年千葉県条例第17号）別表第2に定める市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成5年千葉県条例第17号。以下「条例」という。）及び千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則（平成5年千葉県規則第36号。以下「規則」という。）の例による。

(対象者)

第3条 この要綱により、指定袋を交付する対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 満3歳未満の乳幼児を養育する保護者
 - (2) 千葉県在宅高齢者等おむつ給付等事業によるおむつの給付対象者
 - (3) 千葉県在宅重度心身障害者おむつ給付事業によるおむつの給付対象者
 - (4) 千葉県障害者日常生活用具費支給等事業による排泄管理支援用具費のうちストマ用装具又は紙おむつ等の支給対象者
 - (5) 在宅で腹膜透析を実施している者
 - (6) 生活保護法（昭和25年5月4日法律144号）による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年4月6日法律第30号）による生活支援給付制度において紙おむつ費用を受給している世帯のうち、在宅で介護を受けている高齢者や障害者等で市長が必要と認める者
 - (7) 前6号までに掲げる者の他、紙おむつ等の使用のため、市長が特に必要と認める者
- (交付する指定袋の種類、枚数)

第4条 交付する指定袋の種類は及び枚数は、別表第1に定めるところによる。

(交付手続き)

第5条 指定袋の交付を受けようとする者は、千葉県紙おむつ等使用世帯支援指定袋交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」という。）により市長に提出するものとする。ただし、第3条第1号から第4号及び第6号に該当する者については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 第3条第1号に該当する者においては、出生届または転入届の提出をもって申込とみなす。
- (2) 第3条第2号から第4号及び第6号に該当する者においては、各事業への対象決定をもって申込とみなす。

(算定基準日)

第6条 別表第1に規定する枚数の算定基準日（以下「基準日」という。）は、第4条に定める交付申込書の提出日とする。ただし、第5条第1号及び第2号に規定する申込があったものとみなす者

の基準日は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第5条第1号に該当する者は、本市での誕生日又は本市への転入日とする。

(2) 第5条第2号に該当する者は、各年度における最初の日又は対象となった日とする。

(禁止事項)

第7条 この要綱に基づき指定袋の交付を受けた者は、当該指定袋を転売してはならない。

(転出)

第8条 この要綱に基づき指定袋の交付を受けた者が市外へ転出するときは、未使用の当該指定袋について、市長に返却するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日において既に第3条第1号から第5号及び第7号に該当する者に対する指定袋の交付に関しては、この要綱の施行前においても、行うことができる。また、この経過措置における第6条各号に定める基準日は、平成26年2月1日とする。

3 第3条第2号から第5号及び第7号に該当する者において第5条に定める申込を行った者のうち、基準日が平成26年3月31日までの者に対する指定袋の交付については、平成26年4月1日を基準日とした交付も同時に行うことができる。

(準備行為)

4 交付に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第6号に該当する者において第5条に定める申込を行った者のうち、基準日が平成26年3月31日までの者に対する指定袋の交付については、平成26年4月1日を基準日とした交付も同時に行うことができる。また、この経過措置における第6条第2号における対象となった日が平成26年1月31日以前の者は、平成26年2月1日を基準日とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

交付対象者	指定袋の種類	交付枚数																										
第3条第1号に該当する者	可燃ごみ 容量が20リットル 相当のもの	<p>(1) 出生 乳幼児1人当たり 220枚</p> <p>(2) 転入 乳幼児1人当たり次に掲げる枚数</p> <table border="1" data-bbox="890 456 1426 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="890 456 1233 562">出生日から基準日までの 経過月数</th> <th data-bbox="1233 456 1426 562">枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="890 562 1233 611">0か月から2か月</td><td data-bbox="1233 562 1426 611">220枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 611 1233 660">3か月から5か月</td><td data-bbox="1233 611 1426 660">200枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 660 1233 710">6か月から8か月</td><td data-bbox="1233 660 1426 710">180枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 710 1233 759">9か月から11か月</td><td data-bbox="1233 710 1426 759">160枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 759 1233 808">12か月から14か月</td><td data-bbox="1233 759 1426 808">140枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 808 1233 857">15か月から17か月</td><td data-bbox="1233 808 1426 857">120枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 857 1233 907">18か月から20か月</td><td data-bbox="1233 857 1426 907">100枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 907 1233 956">21か月から23か月</td><td data-bbox="1233 907 1426 956">80枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 956 1233 1005">24か月から26か月</td><td data-bbox="1233 956 1426 1005">60枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 1005 1233 1055">27か月から29か月</td><td data-bbox="1233 1005 1426 1055">40枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 1055 1233 1104">30か月から32か月</td><td data-bbox="1233 1055 1426 1104">20枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 1104 1233 1182">33か月から35か月</td><td data-bbox="1233 1104 1426 1182">10枚</td></tr> </tbody> </table>	出生日から基準日までの 経過月数	枚数	0か月から2か月	220枚	3か月から5か月	200枚	6か月から8か月	180枚	9か月から11か月	160枚	12か月から14か月	140枚	15か月から17か月	120枚	18か月から20か月	100枚	21か月から23か月	80枚	24か月から26か月	60枚	27か月から29か月	40枚	30か月から32か月	20枚	33か月から35か月	10枚
出生日から基準日までの 経過月数	枚数																											
0か月から2か月	220枚																											
3か月から5か月	200枚																											
6か月から8か月	180枚																											
9か月から11か月	160枚																											
12か月から14か月	140枚																											
15か月から17か月	120枚																											
18か月から20か月	100枚																											
21か月から23か月	80枚																											
24か月から26か月	60枚																											
27か月から29か月	40枚																											
30か月から32か月	20枚																											
33か月から35か月	10枚																											
第3条第2号から第6号に 該当する者	可燃ごみ 容量が20リットル 相当のもの	<table border="1" data-bbox="890 1312 1426 1574"> <thead> <tr> <th data-bbox="890 1312 1233 1361">基準日の属する月</th> <th data-bbox="1233 1312 1426 1361">枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="890 1361 1233 1411">4月から6月</td><td data-bbox="1233 1361 1426 1411">100枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 1411 1233 1460">7月から9月</td><td data-bbox="1233 1411 1426 1460">75枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 1460 1233 1509">10月から12月</td><td data-bbox="1233 1460 1426 1509">50枚</td></tr> <tr><td data-bbox="890 1509 1233 1574">1月から3月</td><td data-bbox="1233 1509 1426 1574">25枚</td></tr> </tbody> </table>	基準日の属する月	枚数	4月から6月	100枚	7月から9月	75枚	10月から12月	50枚	1月から3月	25枚																
基準日の属する月	枚数																											
4月から6月	100枚																											
7月から9月	75枚																											
10月から12月	50枚																											
1月から3月	25枚																											
第3条第7号に該当する者	可燃ごみ 容量が20リットル 相当のもの	市長が必要と認める枚数																										

千葉県紙おむつ等使用世帯支援指定袋交付申込書

(あて先) 千葉市長

申込者 (窓口に来た人)

〒 ー
住 所 千葉市 区

フリガナ

氏 名

連絡先電話番号 ー ー

千葉県紙おむつ等使用世帯支援指定袋交付要綱第 5 条の規定により次のとおり申し込みます。

以下、該当の申込事由及び対象者の□欄に✓を記入し、必要事項をご記入ください。

申込事由	交付対象者
<input type="checkbox"/> 在宅で腹膜透析を実施している者 (第 3 条第 5 号関係) <u>※在宅で腹膜透析を行っていることが証明できる医師等の証明書 (写し可) 等を添付してください。</u> <u>※指定袋については、翌々月頃に対象者宅へ配送いたします。</u>	<input type="checkbox"/> 上記申込者と同じ <input type="checkbox"/> 上記申込者と別 (以下に記入) 〒 ー 住 所 千葉市 区 フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日
<input type="checkbox"/> 事由 : (第 3 条第 7 号関係)	

【千葉県記入欄】

腹膜透析他 (第 3 条第 5 号及び第 7 号関係)

証明書等確認日	確認資料	交付枚数	入力	備考
年 月 日		枚		